

広島県国民健康保険事業費納付金条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県国民健康保険事業費納付金条例

(総則)

第一条 県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第三条 県は、年度ごとに各市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、当該市町に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令、省令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第四条 医療費指数反映係数は、零を標準として知事が定める数とする。

(一般納付金所得係数)

第五条 一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第六条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第七条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第八条 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第九条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十二条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十三条 介護納付金納付金所得係数は、県に係る政令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十四条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十五条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第十六条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(告示)

第十七条 知事は、次に掲げる数を定めたときは、告示するものとする。

- 一 医療費指数反映係数
- 二 一般納付金所得係数
- 三 一般納付金被保険者均等割指数
- 四 後期高齢者支援金等納付金所得係数
- 五 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
- 六 介護納付金納付金所得係数
- 七 介護納付金納付金被保険者均等割指数

(委任)

第十八条 この条例で定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。